

平成 22 年 12 月 17 日
東 海 財 務 局

株式会社インベストマスター
に対する行政処分について

1. 株式会社インベストマスター（以下「当社」という。）に対する検査の結果、以下の法令違反が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。（平成 22 年 12 月 10 日付）

(1) 法定書面の未交付等

当社の業務運営状況について検証したところ、以下の事実が認められた。

- ① 金融商品取引契約の締結前に交付する書面について、投資助言・代理業の登録を受けた平成 21 年 1 月 29 日から検査基準日である同 22 年 4 月 14 日までの間に投資顧問契約を締結した全顧客 88 名（以下「助言顧客」という。）に対して交付していなかった。
- ② 金融商品取引契約の締結時に交付する書面を作成しておらず、助言顧客に対して交付していなかった。
- ③ 助言の内容を記載した書面を作成しておらず、保存していなかった。
- ④ 記載内容が実際と異なることを認識しながら、「契約件数」が「41 件」であるところ「150 件」と、「投資助言報酬」が「12,142 千円」であるところ「16,000 千円」と、虚偽の数値を記載した第 1 期事業報告書を東海財務局長に提出した。

上記①の行為は金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項に、②の行為は同法第 37 条の 4 第 1 項に、③の行為は同法第 47 条に、④の行為は同法第 47 条の 2 にそれぞれ違反するものと認められる。

(2) 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為

当社は、平成 21 年 6 月頃から検査基準日である同 22 年 4 月 14 日までの間、投資顧問契約の締結を勧誘するサイトにおいて広告を行っているが、当サイトを検証したところ、その行う金融商品取引業に関する広告において、以下の表示を行っていた。

① 当社の投資助言業務の顧客の実績紹介について

投資顧問契約の助言内容の優位性について信憑性を与えるため、顧客として「A 氏」の顔写真を掲載した上で、取引履歴画像を添付して、「目標金額の 100,000 円を達成！」と、「A 氏」が実際に取引を行い、あたかも当該顧客が優れた成果を収めたかのようなコメントを表示していた。

しかしながら、「A 氏」については、実在する顧客ではないほか、取引履歴画像についても架空のものであった。

② 金融商品取引業者の登録について

「3つのスキルがあるから私はこの分野では日本一と言えるのです。その実績を、東海財務局第一号から評価され難しい『認定』を頂くことができました。」と表示し、また、「東海財務局初のインターネット認定スクール」と表示しており、あたかも東海財務局が当社のこれまでの実績を評価し、当社の投資助言業務を認定したかのような表示を行っていた。

③ 動画映像による表示について

F X取引は、顧客が差し入れた証拠金の額を超える損失が生じる可能性があるにもかかわらず、勧誘する相手方のリスクに対する抵抗を軽減するため、事実と異なる説明になることを認識しながら、「F Xへ間違った認識を持つ人が多いのですがどう思いますか？」という文言に続けて、「自分の入れた以上のお金を失うことは無い」との文言を表示するとともに、「・・・自分のお金、入れた以上のお金を失うことはまずありませんし・・・」と説明していた。

上記①については投資助言業務の実績に関する事項について、②については金融商品取引業者の信用に関する事項について、③については金融商品取引行為を行うことによる利益の見込みについて、著しく事実と相違する表示に該当し、当該行為は、金融商品取引法第37条第2項に違反するものと認められる。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、下記1については金融商品取引法第52条第1項の規定に基づき、下記2については金融商品取引法第51条の規定に基づき、それぞれ行政処分を行った。

記

1. 登録取消し

東海財務局長（金商）第121号の登録を取り消す。

2. 業務改善命令

- (1) 顧客に対して今回の行政処分の内容等を十分に説明し、顧客の求めに応じた適切な対応を行うこと。
- (2) 上記(1)について、その対応・実施状況を平成23年1月17日（月）までに報告すること。

連絡・問い合わせ先 東海財務局 理財部 金融監督第三課 052-951-2498（直通）
--